

不正SMS補償は、対象端末に対するサイバー攻撃によって、不特定多数の携帯端末等に不正にSMSが送信される被害を受けた場合に、一連の事故につき最大1万円を補償します。

- 保険契約者：株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）
- 補償の対象者(被保険者)：ドコモが提供するあんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスの加入者で、ドコモと携帯電話回線を締結している者
- 引受幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
- 引受商品：不正SMS利用損害担保特約条項付動産総合保険
- 補償の内容：

項目	内容
保険金をお支払する場合	<p>対象端末において不正SMS利用が発生したこと（以下「事故」といいます。）によって被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。</p> <p>※対象端末とは、被保険者がドコモと携帯電話回線契約を締結し、かつ所有する携帯電話、スマートフォンおよびタブレットであって、あんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスを利用するためのアプリケーションがインストールされ、その機能が有効となっているものをいいます。</p> <p>※不正SMS利用とは、対象端末に対するサイバー攻撃によって、対象端末に侵入し、不正な操作により不特定多数の携帯端末等にSMSを送信することをいいます。ただし、被保険者または被保険者から正当な使用権限を付与された者以外によって行われるものに限りません。</p> <p>※サイバー攻撃とは、コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。</p> <ol style="list-style-type: none">① コンピュータシステムへの不正アクセス② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為③ マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。）④ コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
保険金の支払額	<p>次の額を限度として保険金を支払います。</p> <p>1か月あたりの損害の額が、2,000円または基準利用料金のいずれか高い額を超過する場合に限り、その損害額に対して、補償対象期間の各月の月額利用料金から基準利用料金を差し引いた額を限度とし、1事故につき1万円を限度として保険金を支払います。</p> <p>保険金支払回数 個人：1回/年 法人その他団体（ご契約回数が4契約以下の場合）：1法人その他団体あたり契約数まで/年 法人その他団体（ご契約回線が5契約以上の場合）：1法人その他団体あたり5回まで/年</p> <p>※損害の額とは、補償対象期間に行われた不正SMS利用により被保険者が負担したSMS利用料金の額をいいます。 ※基準利用料金とは、事故の通知を受理した日が属する月の前月から起算して過去12か月の月額利用料金の最大額をいいます。 ※補償対象期間とは、ドコモが事故の通知を受理した日が属する月から起算して過去3か月間であって、保険責任期間の始期以降の期間をいいます。 ※月額利用料金とは、1か月あたりのSMS利用料金をいいます。 ※一連の事故とは、被保険者ごとに、補償対象期間に行われたすべての不正SMS利用をいいます。 ※該当する月の月額利用料金が基準利用料金を下回る場合は、その月について保険金を支払いません。</p>

■ 補償受付窓口

あんしんセキュリティ補償受付センター

受付時間/午前10:00～午後6:00
(土日祝日を除く)

一般電話
などから



0120-011-591

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

制度の総支払限度額 (1年間)	1億円 ※ 保険金の総額が1億円を超える場合は、保険金をお支払いできないことがあります。				
保険金をお支払いしない主な場合	<p>(1) 次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ドコモ、被保険者、保険金受取人等またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ② 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑤ 核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害 ⑥ 保険の対象のかしによって生じた損害 ⑦ 電氣的または機械的事故（不測かつ突発的な外来の事故に起因しない、電気的作用または機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。）によって保険の対象に生じた損害 ⑧ ドコモへのサイバー攻撃によって生じた損害 ⑨ あんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスを利用するためのアプリケーションの提供元であるMcAfee LLC.、トビラシステムズ株式会社またはその関連会社へのサイバー攻撃によって生じた損害 ⑩ ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません ⑪ 置き忘れ、紛失によって生じた損害 ⑫ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。） ⑬ 詐欺または横領によって生じた損害 ⑭ 保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害 ⑮ 保険の対象の修理、清掃、解体、据付、組立点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害（火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。） ⑯ 被保険者等の同居の親族、別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人等が自ら行い、または加担した事故の発生によって生じた損害 ⑰ 保険責任期間の開始前に生じた損害 ⑱ 被保険者等による窃盗、強盗または背任行為その他の犯罪行為（ただし、過失犯を除きます。）によって生じた損害 ⑲ 次の行為によって生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ア. 被保険者等が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為 イ. 被保険者等の指図により被保険者等以外の者によって行われた行為 ⑳ 人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の機器の損壊または機能障害によって生じた損害 ㉑ あんしんセキュリティ(トータルプラン/スタンダードプラン)サービスを構成する機器、ソフトウェアまたはプログラムのかしによって生じた損害 ㉒ あんしんセキュリティ(トータルプラン/スタンダードプラン)サービスの利用停止期間中の事故によって生じた損害 <p>(2) 被保険者が正当な理由がなく、事故の発生を知った後に遅滞なく事故の発生をドコモに通知を行わなかった場合は、保険金を支払いません。</p> <p style="text-align: right;">等</p>				
補償期間 (保険責任期間)	<p>保険会社が保険責任を負う期間（保険責任期間）は、被保険者ごとに、下表記載のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="426 2232 2065 2425"> <thead> <tr> <th data-bbox="426 2232 1246 2324"> 補償開始日 (保険責任期間の始期) </th> <th data-bbox="1246 2232 2065 2324"> 補償終了日 (保険責任期間の終期) </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="426 2324 1246 2425"> あんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスの契約開始日の翌日の午前0時 </td> <td data-bbox="1246 2324 2065 2425"> あんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスの契約を終了した時 </td> </tr> </tbody> </table>	補償開始日 (保険責任期間の始期)	補償終了日 (保険責任期間の終期)	あんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスの契約開始日の翌日の午前0時	あんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスの契約を終了した時
補償開始日 (保険責任期間の始期)	補償終了日 (保険責任期間の終期)				
あんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスの契約開始日の翌日の午前0時	あんしんセキュリティ（トータルプラン/スタンダードプラン）サービスの契約を終了した時				

■ 補償受付窓口

あんしんセキュリティ補償受付センター

受付時間／午前10:00～午後6:00
(土日祝日を除く)

一般電話
などから



0120-011-591

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。